

伊予農業振興地域整備計画変更等理由書

1 農業振興地域整備計画の変更理由

該当欄	変更理由
	・農業振興地域整備基本方針が変更されたため
	・農業振興地域の区域が変更されたため
	・農振法第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果のため
○	・経済事情の変動その他情勢の推移のため

2 農用地利用計画の変更理由等

○ 農用地区域からの除外

番号	土地の所在・地番	現況地目	面積(m ²)	除外前の用途区分	理由	除外の具体的理由	除外後の用途
1	伊予市上野字長尾1309番地	田	272	農地	②	令和7年12月11日に策定した「伊予地域の農業の振興に関する法律」(27号計画)において、目標達成に必要な施設として定められたため。	農家住宅
2	伊予市森字山田甲859番2 伊予市森字山田甲859番3	雑種地 雑種地	165 199	農地 農業用施設用地	③	法第13条第2項各号の6要件全てを満たし、今後農業施策を実施する予定もないため 第1号 申出地は、作業効率が低い箇所であり、転用目的上代替地はない。 第2号 地域計画が未策定のため、支障なし 第3号 変更後の農用地区域の利用上支障が軽微であり、集団性を著しく阻害されるものではないと判断される。 第4号 当該変更にかかる土地に効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積にかかる土地ないため、支障を及ぼす恐れないと判断される。 第5号 申出地の周辺には附帯施設はなく、隣接農地の排水等に影響を及ぼす恐れがないと判断される。 第6号 土地基盤整備事業の実施なし	駐車場 (露天)

番号	土地の所在・地番	現況地目	面積(m ²)	除外前の用途区分	理由	除外の具体的理由	除外後の用途
3	伊予市上三谷字上り立甲 2423 番1	畠	387	農地	③	<p>法第13条第2項各号の6要件全てを満たし、今後農業施策を実施する予定もないため</p> <p>第1号 申出地は、作業効率が低い箇所であり、転用目的上代替地はない。</p> <p>第2号 地塊図画の造成に影響なし</p> <p>第3号 変更後の農用地区域の利用上支障が軽微であり、集団性を著しく阻害されるものではないと判断される。</p> <p>第4号 当該変更にかかる土地に効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積にかかる土地はないため、支障を及ぼす恐れないと判断される。</p> <p>第5号 申出地の周辺には附帯施設はなく、隣接農地の排水等に影響を及ぼす恐れないと判断される。</p> <p>第6号 土地基盤整備事業の実施なし</p>	分家住宅

除外の理由：

- ① 除外する土地が農用地区域の設定基準（農振法第10条第3項各号）に該当しない土地となったため
- ② 農用地区域に含まれない土地（農振法第10条第4項、令第8条各号、規則第4条の5各号）となったため
- ③ 農用地等以外の用途に供することを目的に農用地区域から除外する（農振法第13条第1項及び第2項）こととなったため